

「揺れモニ」サービス利用規約

2022年3月14日

(効力発生日 2022年4月14日)

株式会社 NTT ファシリティーズ

「揺れモニ」サービス利用規約

第1章 総則	- 1 -
第1条 (適用)	- 1 -
第2条 (定義)	- 1 -
第3条 (通知)	- 2 -
第4条 (規約の変更)	- 2 -
第5条 (権利義務譲渡の禁止)	- 2 -
第6条 (合意管轄)	- 3 -
第7条 (準拠法)	- 3 -
第8条 (協議等)	- 3 -
第9条 (分離可能性)	- 3 -
第10条 (法令に規定する事項)	- 3 -
第11条 (権利放棄)	- 3 -
第2章 契約の締結等	- 3 -
第12条 (契約者)	- 3 -
第13条 (サービス利用者)	- 4 -
第14条 (契約者名称等の変更の届出)	- 4 -
第15条 (契約の成立)	- 4 -
第16条 (利用期間)	- 4 -
第17条 (最低利用期間)	- 5 -
第18条 (契約者からの解約)	- 5 -
第19条 (当社からの解約)	- 5 -
第20条 (解約後の処置)	- 6 -
第3章 サービス	- 6 -
第21条 (サービスの提供)	- 6 -
第22条 (サービスの一時的な中断及び提供停止)	- 6 -
第23条 (サービスの停止終了)	- 7 -
第24条 (サービスの提供の範囲)	- 7 -
第25条 (再委託)	- 7 -
第4章 利用料金	- 7 -
第26条 (サービス料金)	- 7 -
第27条 (料金の支払義務)	- 8 -
第28条 (料金の支払方法)	- 8 -
第29条 (支払遅延損害金)	- 9 -
第5章 契約者の義務等	- 9 -
第30条 (自己責任の原則)	- 9 -
第31条 (管理責任者)	- 9 -
第32条 (本サービス利用のための設備設定・維持)	- 10 -
第33条 (顧客 ID、アカウント(ID)及びパスワードの管理)	- 10 -

第 34 条（禁止事項）	- 10 -
第 35 条（サービス利用者の遵守事項等）	- 11 -
第 36 条（サービス利用者が利用契約に違反した場合の措置）	- 11 -
第 37 条（構造計算書等の開示）	- 12 -
第 6 章 当社の義務	- 12 -
第 38 条（善管注意義務）	- 12 -
第 39 条（作業場所への立入り）	- 12 -
第 40 条（第三者の権利侵害）	- 12 -
第 7 章 契約者及び当社の権利及び義務	- 13 -
第 41 条（計測データの利用）	- 13 -
第 42 条（知的財産権）	- 13 -
第 43 条（秘密保持）	- 13 -
第 44 条（秘密情報等の返還義務）	- 14 -
第 45 条（個人情報保護）	- 14 -
第 46 条（反社会的勢力との関係排除）	- 14 -
第 8 章 損害賠償等	- 15 -
第 47 条（損害賠償の範囲）	- 15 -
第 48 条（免責事項）	- 15 -
附 則	- 17 -

別紙 1 サービス仕様

別紙 2 料金表

別紙 3 センサのオーバーホールサービス（前払いプラン）

第 1 章 総則

第 1 条 (適用)

この「揺れモニ」サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 NTT ファシリティーズ（以下「当社」といいます。）が提供する第 2 条に定義する本サービスを、当社との間で本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）を締結した者（以下「契約者」といいます。）が利用するにあたり必要な条件を定めるものです。

ただし、契約者との別段の合意又は第 2 条に定義する提供条件書により、本サービスの対象となる建物（以下「対象ビル」といいます。）ごとに本規約と異なる条件を定めている場合には、当該合意の内容が本規約の内容に優先して適用されます。

第 2 条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
揺れモニ	「本サービス」の登録商標
提供条件書	契約者の本サービス利用に関して、本規約に優先して適用する事項や提供条件等を記載した書類
本サービス	当社が提供する、別紙 1 に定めるサービス
ネットワーク部	センタ設備から本サービス用設備を遠隔で設定、監視、バックアップするために当社が電気通信事業者より提供を受ける IP 通信用回線サービス（通信ケーブル及び回線終端装置等の通信機器等を含む。）であって、対象ビルに終端するもの。対象ビル側では光回線とモバイル回線の 2 種類がある。
クラウド部	本システムを構成し、他事業者が提供するクラウドサービス
利用申込書	本サービスの利用を申し込む際に、利用申込者から提出される申込書類
利用承諾書	当社が利用申込者の本サービス利用を承諾したことを示す書類で、提供条件書と併せて発行されるもの
計測データ	センサにより計測され、収録装置により記録された建物の揺れの加速度時刻歴のデータ
エッジ（部）	当社が提供する資産である、収録装置、回線終端装置(光回線の場合)、無停電電源装置及び顧客資産であるディスプレイから構成される設備
本サービス用設備	当社又は当社が指定する者が対象ビル内に設置するセンサ、センサベースプレート、センサカバープレート、収録装置、ディスプレイ、ルータ、メディアプレーヤ及び、無停電電源装置であり、収録装置等を収容する筐体並びにこれらを接続する各種配線を含む
契約者設備	本サービスに関連して当社が設置し契約者が保有する設備であって、本サービス用設備以外のもの
建物安全度判定情報	対象建物の構造安全性に関し、本システムによって判定する結果情報
本システム	対象ビルにセンサを設置し、地震時に観測される強震データ（加速度）、常時に観測される微動データ（加速度）を取得し、解析によって算出した層間変形角等に基づく建物安全度判定情報などをモニター画面などに表示する建物

	安全度判定サポートシステム。主に、センサ部、エッジ部、クラウド部、設定・監視システムにより構成され、「揺れモニ」で使用されるシステム
センサ（部）	当社が独自開発した加速度計であって、揺れモニを構成する強震計（対地震用）及び微動計（対常時微動用、強震計を内蔵）から構成される
収録装置	本システムを構成するセンサ部からのデータを蓄積し、建物の安全度を判定し、結果を表示する機能を具備した装置。
営業日	土日、日本国の祝日及び国民の休日並びに年末年始（12月29日～1月3日）を除く日
顧客 ID	契約者毎に当社が割り当てる ID
ディスプレイ	対象ビルにおける建物安全度判定情報を一覧で表示する機能を具備する装置
センタ設備	本サービスを提供するために当社が当社センタ等に設置するコンピュータ、ソフトウェア、電気通信設備及びその他機器等（利用するクラウドサービスを含む）
層間変形（角）	建物各階の下階に対する相対的な水平方向変形量。（層間変形を各階の高さで除した値）
固有周期	建物の揺れやすい周期であり建物固有の値
オーバーホール	センサの性能保証の観点で、設置後 5 年経過を目途に設置済みのセンサ全数を新品または同等品に交換すること。

第 3 条（通知）

当社から契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- （1）本サービスを掲載した当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対し通知が完了したものとみなします。
- （2）契約者があらかじめ当社に届け出た電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、当社から電子メールが送信された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第 4 条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約者の本サービス利用に関する条件は、変更後の本規約及び提供条件書によるものとし、変更後の本規約に特段の定めがないかぎり、提供条件書が本規約に優先するものとします。

- 2 本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容については、変更の 30 日前までに当社が適切と判断する方法で通知するものとします。
- 3 本規約の変更は当社が当該通知に定める変更の効力発生日に効力を生じるものとします。
- 4 本規約は、当社 Web サイト上に掲載されるものを最新版として扱うものとします。

第 5 条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、本規約及び利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

- 2 前項にかかわらず、契約者が、対象ビルの全部又は一部を第三者に譲渡する場合で、第 14 条に基づ

き当社への事前通知を行い、当社が当該第三者について第 15 条第 4 項の各号又は第 46 条第 1 項の各号に定める事由のいずれにも該当しないと認めるときは、契約者の契約上の地位、契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を当該第三者に譲渡することができるものとし、当社はこれを承諾します。

第 6 条（合意管轄）

本規約及び利用契約に関する訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第 7 条（準拠法）

本規約及び利用契約に関する契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 8 条（協議等）

本規約及び利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議のうえ解決するものとし、

なお、本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとし、

第 9 条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定が裁判所の決定又は法令の改廃等により無効又は違法とされても、本規約のその他の規定は影響を受けず、法律により許容される最大限の範囲で有効性を保持するものとし、

第 10 条（法令に規定する事項）

本規約の実施にあたり、法令の強行規定に定めがある事項、及び本規約に定めがなく法令に定めがある事項については、その法令の定めるところによります。

第 11 条（権利放棄）

当社又は契約者の一方が、相手方による利用契約の履行を要求せず、又はその要求を遅らせた場合でも、その後の当該履行を要求する権利にいかなる影響も及ぼさないものとし、当社又は契約者の一方が利用契約のいずれかの規定違反に対する権利を放棄しても、同一又は類似の規定のその後の違反に対する権利を放棄することにはならず、また、当該規定そのものの放棄にもならないものとし、

第 2 章 契約の締結等

第 12 条（契約者）

本契約の契約者は、「利用申込書」に記載された「契約者」とし、本契約を締結し、契約内容を履行するのに正当な権限を持つものとし、

第 13 条（サービス利用者）

契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、契約者の指定する者（以下「サービス利用者」といいます。）に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、サービス利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

2 サービス利用者と契約者はサービス利用者と契約者を除く第三者に対し、本サービスを利用させることはできないこととし、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、サービス利用者も契約終了以降本サービスの利用に関するいかなる権利も有しないものとします。

3 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、サービス利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第 14 条（契約者名称等の変更の届出）

契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の 30 日前までに当社に通知するものとします。

2 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 15 条（契約の成立）

利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、提供条件を両者協議のうえ決定し、当社が利用承諾書、提供条件書等の当社所定の方法により承諾の通知及び提供条件を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、本規約の内容を承諾のうえ申込を行うものとし、利用契約成立時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本規約及び提供条件書の内容を承諾しているものとみなします。

2 利用契約は、本サービス利用に関する前項の手続きによる申込ごとに締結されるものとします。

3 利用契約の内容変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

4 当社は、前各項その他の本規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- (1) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
- (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記又は記入もれがあったとき
- (3) 利用契約に基づく金銭債務その他の債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他本サービスの提供が技術上困難であるなど、当社が不相当と判断したとき

第 16 条（利用期間）

利用契約に基づくサービス利用期間（以下「サービス利用期間」といいます。）は、当社が第 15 条第 1 項に定める承諾の通知とともに通知する本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）から 1 年間とします。但し、利用契約の更新を前提に、当社の判断により初回のサービス利用期間を 1 年未満

に設定することも可能とし、その場合のサービス利用期間は提供条件書に定めるものとします。

2 サービス利用期間が満了する日の 45 日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、当該利用契約は自動的にサービス利用期間満了日の翌日からさらに 1 年間更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第 17 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、基本提供サービス、レポート表示サービス、保守サービスについては利用開始日から 1 年間、オプションサービスについては利用開始日から 1 カ月間とします。ただし当社の判断によりこれより短い期間を別に定めることも可能とし、その場合の最低利用期間は提供条件書に定めることとします。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解約を行う場合は、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

第 18 条（契約者からの解約）

契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、第 17 条第 1 項（最低利用期間）で示す最低利用期間を経過後に限り、解約希望日の 45 日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が 45 日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より 45 日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの料金又は第 29 条に定める支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを一括にて支払うものとします。

第 19 条（当社からの解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書その他契約者が当社に提出すべき書面に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 支払停止若しくは支払不能となったとき又は信用状態に重大な不安が生じたとき。
- (3) 交換所から手形又は小切手の第一回不渡り処分を受けたとき。
- (4) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 第三者より破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの手続開始の申し立てをしたとき。
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (7) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (8) 契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。

2 当社は、契約者の責に帰すべき事由により利用契約に基づく債務が履行されず、契約者へ相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に履行されないときは、直ちに利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

3 契約者に第 1 項各号又は第 2 項のいずれかに該当する事由が生じたとき又は前二項により本契約が解約されたときは、契約者が当社に対して負うすべての債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに残存債務の全額を当社に支払うものとします。なお、前二項の規定により利用契約が解約された場合で、既に契約者が当社に支払った料金がある場合も、当該料金については返還されないものとします。また、本項の規定は、当社による損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 20 条（解約後の処置）

サービス利用期間中に発生した料金その他の債権債務は、利用契約の解約又は終了によって消滅しません。

2 利用契約が解約又は終了した場合、エッジ部を除く本サービス用設備及び契約者設備は、契約者が自らの負担で撤去及び処分することとします。

3 利用契約が解約又は終了した場合、エッジ部は、契約者の負担で当社が撤去及び処分することとします。

4 利用契約が解約又は終了した場合（ただし、第 46 条第 4 項に基づき解約した場合を除く。）も、当社は、「別紙 1 サービス仕様」で定められた期間、契約者に関する情報（計測データ、判定結果レポート及び建物カルテレポート）を保管するものとし、契約者が要求する場合は有償にて提供するものとします。

第 3 章 サービス

第 21 条（サービスの提供）

当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は別紙 1 に定めるとおりとし、契約者が利用契約に基づき利用できる本サービスの種類は、契約者からの利用申込書による申請に基づき当社が決定し、利用承諾書並びに提供条件書に定めることとします。

2 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

（1） 第 48 条（免責事項）第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

（2） 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

（3） 建物安全度判定情報は実被害と乖離が生じる場合があり、本サービスにより提供された建物安全度判定情報等に基づき契約者が行う一切の判断について当社はその責任を負わないこと

3 契約者は、利用契約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第 22 条（サービスの一時的な中断及び提供停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく本サービスの提供を中断することができるものとします。

（1） センサ及び収録装置、通信回線、本システムのサーバ、構成する機器等の故障により修理対応を行う場合

（2） 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2 当社は、本システムのサーバ等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3 当社は、契約者が、次のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

(1) 料金等について、支払期限を超過し、当社が相当期間を定めて催告しても、なお支払わないとき。

(2) 第 19 条（当社からの解約）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 第 34 条（禁止事項）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(4) 第 42 条（知的財産権）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) 別紙 1（サービス仕様）に規定する内容に違反したと当社が認めたとき。

(6) 提供条件書に規定する内容に違反したと当社が認めたとき。

4 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他第三者が損害を被った場合（本サービスの提供を中断又は停止している間に地震が生じたことによる損害を含みますが、これに限られません。）であっても、一切責任を負わないものとします。

第 23 条（サービスの停止終了）

当社は、本サービスの仕様変更（建物安全度判定情報等の表示画面の変更、各種レポート内容の変更を含みます。以下同じとします。）又は本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。この場合、当社は、サービス終了の 180 日前までにその旨を契約者に対し通知します。

2 前項の規定にかかわらず緊急やむを得ない場合、当社は、契約者に通知することなく本サービスの仕様変更又は本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。この場合、当社は、遅滞なくその旨を契約者に対し通知します。

3 前二項による本サービスの仕様変更又は提供終了により契約者に発生した損害については、当社は一切の責任を負いません。

第 24 条（サービスの提供の範囲）

本サービスの提供区域は、提供条件書等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第 25 条（再委託）

当社は、本契約にかかる業務の一部を当社の業務委託先に委託することができるものとします。

2 前項の場合、当社は、業務委託先に対し、第 43 条（秘密保持）及び第 44 条（秘密情報等の返還義務）のほか当該委託業務遂行について本契約における当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

第 26 条（サービス料金）

本サービスの料金の単価及び算定方法等は、本規約及び別紙 2 に定めるとおりとし、料金は利用承諾

書に記載するものとします。なお、算定結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

2 別紙 2 に定める料金に係る変更を行った場合は、サービス利用期間の途中では適用されないものとし、当該サービス利用期間満了後の利用契約の更新時に適用されるものとします。

第 27 条（料金の支払義務）

本サービスに関する料金の支払義務は、次の日に発生するものとします。

（1）利用契約において料金種別が「月額」とされているサービスの料金については、毎月 1 日。利用開始日を含む月に該当する月額料金は無償とし、サービス利用期間の終了日を含む月に該当する月額料金は日割り計算しません。

（2）利用契約において料金種別が「都度」とされているサービスの料金については、当該サービスが提供された時。

（3）オーバーホールサービス（前払いプラン）における前払金については、「別紙 3 センサのオーバーホールサービス（前払いプラン）」に定められた日。

2 第 22 条（サービスの一時的な中断及び提供停止）又は第 23 条（サービスの停止終了）により本サービスの提供が中断又は停止された場合であっても、当社は、その中断又は停止された期間中についての料金等を減額又は返金しません。

3 サービス利用期間中に、第 18 条（契約者からの解約）又は第 19 条（当社からの解約）による本契約の解約があった場合であっても、料金種別が「月額」とされているサービスの料金については、減額又は返金しません。

4 本条に定める事項は、当社及び契約者との間で別段の合意をした場合にはこれを変更することができるものとします。

第 28 条（料金の支払方法）

当社（当社が回収代行業を依頼した会社を含み、以下この項において同じとします。）は、利用契約において料金種別が「都度」とされているサービスの料金については支払義務発生日以降遅滞なく、利用契約において料金種別が「月額」とされているサービスの料金については本条第 2 項に示す支払周期に応じて、料金及び消費税等相当額を加算した金額（以下「料金等」といいます。）を記載した請求書を契約者に提出するものとし、契約者は、当該請求書に基づき、当社が設定する支払期限までに、その料金等を当社の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとします。

なお、その際の振込手数料については、契約者の負担とします。

2 利用契約において料金種別が「月額」とされているサービスの料金の支払周期は、1 か月、四半期、半年又は 1 年のいずれかとし（利用契約において特段の定めがない場合の支払周期は 1 か月とします。）、当社は、前項に定める請求書を、利用開始日の属する月から起算した各支払周期の対象期間における本サービスの料金の支払義務発生日以降遅滞なく提出します。ただし、最低利用期間満了後に利用契約を解約する場合、当社は、解約までに支払義務が生じた利用料金に関する請求書を、支払周期にかかわらず、解約後遅滞なく提出します。

3 支払期限は、原則、請求書発行日の翌日から 30 日（当日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日とします。）以内とします。

ただし、契約者との協議により支払期限について別段の定めを設ける場合は、契約者は、請求書に記載される支払期限に基づき支払うものとします。

第 29 条（支払遅延損害金）

当社は、料金等が支払期限までに支払われなかった場合、契約者に対して支払期限の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、支払を遅延している金額に対して年 8.25%の割合で計算した額を支払遅延損害金として請求することができるものとします。計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

第 5 章 契約者の義務等

第 30 条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスにより提供された建物安全度判定情報が、構造計算書等に基づく設定値を基準として評価したものであり、構造計算書から得られる建物の耐力や変形性能などの情報と実建物のそれらとは、乖離が存在するため、建物安全度判定情報と実被害には乖離が生じる場合があることを理解の上、利用するものとします。

2 契約者は、本サービスにより提供された建物安全度判定情報等に基づき行う地震発生時等における行動計画の策定、従業員及び対象ビルへの来訪者等（以下「従業員等」といいます。）への行動指示、並びにその他すべての指示（指示をしない旨の判断を含み、以下「行動計画等」といいます。）については、自己の責任において、実施し又は対象ビルの建物管理者等をして実施させるものとします。

3 契約者は、契約者の故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。但し、損害の範囲は、契約者の故意または過失により当社に発生した通常の損害及び契約者が予見すべきであった特別損害とします。

4 契約者の行動計画等に関する第三者からの問合せ並びに苦情等の対応は、自己の責任において実施するものとします。

5 契約者又は対象ビルの建物管理者等（以下「契約者等」と総称していいます。）による行動計画等の実施（建物安全度判定情報が別紙 1 に定める「安全」と表示されたため行動計画等を実施しない判断をしたが実被害は「注意」又は「危険」相当であった場合、及び建物安全度判定情報が「注意」又は「危険」と表示されたため行動計画等を実施したが実被害は「安全」相当であった場合のいずれも含まれますが、これらに限られません。）が原因で従業員等その他の第三者に損害が発生した場合であっても、契約者等が当該実施について建物安全度判定情報を参照したと否とにかかわらず、当社は一切の責任を負いません。

第 31 条（管理責任者）

契約者は、本サービスの利用に関する管理責任者をあらかじめ定めたとえ、当社所定の方法により当社へ届け出るものとし、管理責任者を変更する場合も同様とします。

2 原則として、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、前項の管理責任者を通じて行うものとします。

第 32 条（本サービス利用のための設備設定・維持）

本サービス利用のための前提条件は、本規約のほか取扱説明書その他当社から提示されるすべてのマニュアル等に記載されるところによります。

2 契約者は、自己の費用と責任において、前項に定める前提条件を維持するものとします。なお、契約者による利用環境が前提条件に適合せず、本サービスの利用に不具合が発生した場合、当社は、本サービスの提供についての義務を負わず、本サービスの提供に係る一切の責任を負わないものとします。

第 33 条（顧客 ID、アカウント(ID)及びパスワードの管理）

本サービスの利用に必要な契約者及びサービス利用者の顧客 ID、アカウント（ID）及びパスワード（以下「パスワード等」といいます。）は、契約者の申請に基づき、当社が契約者に付与します。

2 契約者は、付与されたパスワード等をサービス利用者以外の第三者に開示、貸与又は共有しないとともに、第三者に漏えいすることの無いよう適切に管理するものとします。

3 契約者に付与するパスワード等は、当社も共有します。

4 契約者及びサービス利用者のパスワード等による本サービスの利用その他の行為は、すべて契約者によるものとみなされ、パスワード等の管理不備、使用上の過誤及び第三者の使用等により契約者又はその他の者が損害を被った場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は過失によりパスワード等が第三者に利用された場合は、この限りではありません。

第 34 条（禁止事項）

契約者及びサービス利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 本サービスによる情報を改ざん又は消去する行為
- (6) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (8) 本サービスにより得た情報を第三者に再配信する又は利用させる行為
- (9) 法令違反、公序良俗に反する行為
- (10) 当社のセンタ設備、若しくは他人の設備の利用、運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (11) エッジ部へのディスプレイ以外の機器接続
- (12) エッジ部筐体の開錠又は解錠
- (13) ディスプレイ以外のエッジ部の操作
- (14) 本サービスに係るクラウドサービスの利用、運用に支障を生じる又は生じる恐れのある行為
- (15) その他本サービス又は本サービスに係る設備の利用、運営に支障を生じる又は生じるおそれのある行為

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

第 35 条（サービス利用者の遵守事項等）

第 13 条（サービス利用者）の定めに基づき、当社が、サービス利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、サービス利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、サービス利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

（1）サービス利用者は、利用契約の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、サービス利用者に適用できないものを除きます。

（2）契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、サービス利用者に対する本サービスも自動的に終了し、サービス利用者は本サービスを利用できないこと。

（3）サービス利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。

（4）本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、サービス利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第 25 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用契約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

（5）サービス利用者は、理由の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

（6）サービス利用者は、建物安全度判定情報は実被害と乖離が生じる場合があることを理解の上、本サービスを利用すること。サービス利用者は、建物安全度判定情報に基づいてした一切の判断について自己の責任によるものであることを理解の上、本サービスを利用すること。

2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、サービス利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第 36 条（サービス利用者が利用契約に違反した場合の措置）

第 13 条（サービス利用者）の定めに基づき、当社が、サービス利用者による本サービスの利用を承認した場合において、サービス利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2 サービス利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 30 日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

（1）サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

（2）当社と契約者間の利用契約の全部若しくは当該サービス利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解約すること

第 37 条（構造計算書等の開示）

建物安全度判定情報を提供するうえで設定する必要がある層間変形等の閾値については、当社が契約者と協議のうえ設定するものとします。

2 契約者は、前項に定める閾値を設定するために必要となる構造計算書、構造図、振動解析検討書、耐震診断検討書、耐震補強計算書及び意匠図等の対象ビルの構造特性が記載されている資料（以下「構造計算書等」といいます。）を当社に開示するものとします。

3 構造計算書等が無い場合又は閾値を設定するための情報が不足している場合、契約者は、対象ビルの構造特性を把握するための調査を自らの負担により実施するものとします。なお、当社がその調査を実施する場合は、別途、個別の契約により有償で実施することとします。

第 6 章 当社の義務

第 38 条（善管注意義務）

当社は、サービス利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第 39 条（作業場所への立入り）

本サービスの提供のために、当社又は業務委託先の作業員が対象ビル内に立ち入る場合、当社は、契約者等（対象ビルの建物管理者等を含みます。本条において以下同じとします。）の許可を得るものとし、契約者等は不合理にこれを拒絶しないものとします。

2 契約者等は、当該作業員が作業を実施するために必要となる作業場所、照明及び電気等は無償で提供するものとします。

3 当社は、対象ビル内においては善良な管理者の注意をもって作業を実施するものとします。

第 40 条（第三者の権利侵害）

当社は、本サービスの提供に関して、第三者の保有する知的財産権を侵害しないよう必要な措置を講じるものとします。

2 前項の定めにかかわらず、本サービスの提供により得られた成果、又はその利用が第三者の知的財産権を侵害するとして、異議、請求、損害賠償及びその他何らかの申立がなされ、又は訴訟が提起される等紛争が生じた場合、当社は、自己の責に帰すべき事由による場合は、自己の責任と費用負担において当該紛争を解決するものとします。ただし、契約者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではなく、また、契約者は当該第三者との紛争を当社が処理するために必要な権限を当社に委任するとともに必要な協力を行うものとします。

3 契約者又は当社は、第三者から前項に定める異議、請求等を受けた場合、速やかにそれぞれ相手方に通知するものとします。

第7章 契約者及び当社の権利及び義務

第41条（計測データの利用）

センサ及び収録装置により計測及び記録された建物の揺れに関する計測データについては、契約者及び当社が利用権限を有することとします。

2 前項により当社が取得した計測データは、本サービスの機能向上等を目的とした研究開発、契約者又は第三者への提案を目的とした資料作成その他当社が必要と認める一切の目的に利用します。

ただし、これら計測データ及び計測データによる分析結果等（統計データ等に加工され、又はソフトウェア等電算処理により処理、編集若しくは改変され契約者が特定されないものを除きます。）を外部に公開する場合は、当社はあらかじめ契約者の承認を得るものとします。

3 契約者が計測データの開示を希望する場合は、当社所定の方法で申し出ることとします。

ただし、契約者は、当該計測データについて本ソフトウェアの解析若しくは改変等を目的とした利用はできないものとします。

第42条（知的財産権）

当社が提供する本サービスに関するプログラム若しくは著作物（以下本条において「プログラム等」といいます。）又は本サービスに関して当社が作成した一切の書面（各種レポート、本規約、取扱マニュアル等を含みますが、これらに限られません。以下本条において「レポート等資料」といいます。）の著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

ただし、当社は、契約者に提供した各種レポート等資料につき、契約者が行動計画等の策定その他内部的な使用のために複製等をすることに限り、あらかじめ許諾するものとします。

2 契約者は、プログラム等及びレポート等資料を輸出し若しくは日本国外へ持ち出し、又は第三者へ提供してはならないものとします。

第43条（秘密保持）

契約者及び当社は、本契約の履行にあたり知り得た、次の各号に定めるそれぞれ相手方の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、いかなる第三者に対しても開示若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとします。

ただし、本サービスの提供及び利用に必要な範囲で契約者及び当社の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対し開示する場合、それぞれの相手方から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合、又は法令の定めるところにより官公庁その他機関から開示を求められた場合はこの限りではありません。

(1) 秘密である旨が明示された有形の媒体により開示される情報（電子メールを含みます。以下同じとします。）。

(2) 秘密である旨を告知されたうえで口頭、映像等無形の方法により開示された情報であって、当該開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨が明示された有形の媒体により開示される情報により内容を確認することができるもの。

(3) 第37条に基づき契約者から当社に開示された構造計算書等。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとします。

- (1) 開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報。
- (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報。
- (3) 秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報。
- (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報。
- (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報。
- (6) 第 41 条（計測データの利用）に定めるところにより当社が計測データとして取得した情報。

3 契約者又は当社が自らの秘密情報について、別途書面に基づきそれぞれ相手方に対し使用を認めた場合は、第 1 項の定めにかかわらず、その書面による合意の定めるところに従うものとします。

4 契約者及び当社は、それぞれ相手方の秘密情報の第三者への漏洩等、又は紛失を防止するため、適切な措置を講じなければならないものとします。

5 本条の定めは、利用契約終了日の翌日以降 3 年間はなお有効に存続するものとします。

第 44 条（秘密情報等の返還義務）

契約者又は当社は、利用契約終了又は利用契約解約に伴うエッジ撤去作業日以降、それぞれ相手方から開示された秘密情報を一切保存してはならないものとします。ただし、相手方が必要と認める場合、その必要とする期間は除くことができるものとします。

第 45 条（個人情報保護）

当社は、本サービスの提供にあたって取得する個人情報について、当社プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。

第 46 条（反社会的勢力との関係排除）

契約者及び当社は、次の各号に定める事項に該当しないことを保証するものとします。

(1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じとします。）であること、また、反社会的勢力であったこと。

(2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用して認められること。

(3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力していると認められること。

(4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損すること、また、相手方の業務を妨害すること。

2 契約者及び当社は、前項各号に該当する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。

3 当社は、本サービスにかかる業務を委託する契約等（以下「委託契約等」といいます。）の相手方又はその役員が第 1 項各号に該当することが判明した場合には、直ちに契約者に通知するとともに、速やかに委託契約等の解除その他必要な措置を取らなければならないものとします。

4 契約者又は当社は、相手方が本条の規定に違反した場合には、何等の通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

5 契約者又は当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく解約にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

第 8 章 損害賠償等

第 47 条（損害賠償の範囲）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限定され、特別損害、間接損害、逸失利益及び機会損失等については免責されるものとします。

2 前項の損害賠償の額は、損害の直接の原因となったサービス種別について利用契約に定める額（契約者が選択したサービスに係る別紙 2 料金表に定める料金に相当する金額）を超えないものとします。なお、利用契約に定める額が月額で表記される場合はその額の 1 か月分、利用契約に定める額が年額で表記される場合は、損害賠償の額は年額と表記された金額を 12 で除した 1 か月に相当する額、利用契約に定める額が都度と表記された場合は、1 回分に相当する額とします。

第 48 条（免責事項）

本契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、次の各号の事由により契約者に発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱又は暴動等の不可抗力による本サービスの全部若しくは一部の遅延又は不能。
- (2) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合又は故障等に起因する本サービスの全部又は一部の遅延又は不能。
- (3) クラウドサービス提供事業者の提供するクラウドサービスの不具合又は故障等に起因する本サービスの全部又は一部の遅延又は不能。
- (4) 故障受付窓口の営業時間外に発生した障害等に対する未対応。
- (5) 故障受付窓口にて障害等発生を当社が受付してから、又は当社が障害監視により障害等の発生を検知してから障害対応を実施するまでの間の未対応。
- (6) 保守の実施やソフトウェアのバージョンアップに伴う本サービス用設備の停止又は交換中の地震発生時の計測不良。
- (7) センサの計測範囲を超える大規模地震の発生による計測不良。
- (8) 収録装置又はディスプレイにおける再起動中における地震発生時の計測不良。
- (9) 対象ビルにおける停電時のセンサのバックアップ電池及び無停電電源装置保持時間以降の電力未回復時のシステムダウン。

- (10) 近傍での作業実施（振動、電磁波）等に起因する本サービス用設備の故障、誤作動又は作動不良等。
- (11) 契約者設備の不具合又は故障等に起因する本サービスの全部若しくは一部の不能
- (12) 契約者又は第三者による本サービス用設備の破壊、盗難、破棄又はコンピュータウイルス感染。
- (13) 契約者又は第三者による建物安全度判定情報等の漏洩、改ざん又は破棄。
- (14) 契約者による行動計画等。

2 当社は、建物安全度判定情報及び本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性及び有効性などのいかなる保証も行わないものとします。

3 当社は、本条に定めるほか当社の責めによらない事由により生じた本サービス用設備の故障、不具合若しくは作動不良等により本サービスが提供できなかったこと又は第 22 条第 1 項ないし第 3 項に基づき本サービスの提供を中断若しくは停止したことにより、契約者が直接的な又は間接的な被害を受けたことで発生した損害に対して、一切の責任を負わないものとします。4 当社は、契約者が本サービスの提供を受けることにより第三者との間で生じた紛争等（建物安全度判定情報が実被害と乖離していた場合において契約者が実施した行動計画等により第三者に損害を負わせたときを含みますが、これに限られません。）について一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、対象ビル内に設置される本サービス用設備に関して、設置場所に係る場所代並びに運用に伴う電気料金の支払い義務を負わないものとします。

附 則

第 1 条（実施期日）

このサービス利用規約は、2022 年 4 月 14 日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）とします。